

令和5年5月15日

保護者各位

益城町立広安小学校
校長 信國 満徳

新型コロナウイルス感染症に係る今後の対応について

新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日付けで5類感染症に移行することに伴い「学校保健安全法施行規則」が改正されました。

つきましては、文部科学省通知に基づき、町教育委員会と協議のうえ、下記のとおり対応することといたしましたので、保護者の皆様のご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。

なお、ご相談等ございましたら、学校にご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 陽性の場合の出席停止期間

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
(「発症した日」、「軽快した日」を0日とする)

※無症状陽性の場合は、検査日から5日を経過するまで

2 出席停止後の対応

発症から10日を経過するまで、学校でのマスクの着用を推奨

3 保護者の申し出により出席停止となる場合

(1) 同居家族が陽性となった場合や陽性患者と接触があった場合

(2) 同居家族に基礎疾患がある等の事情があり、他に手段がない場合

※一律に出席停止の措置をとるのもではありません。

保護者の申し出により、個々の状況をうかがい学校で判断します。

4 その他

- ・発熱や咽頭痛、咳などの症状がある場合は、無理をせず自宅で休養することが望ましい。症状によっては医療機関を受診のこと。
- ・学校においては、これまでどおり手洗い、うがい、咳エチケットについて指導を行うとともに、空調を使用している際も換気を十分行う。

【お問い合わせ先】
益城町立広安小学校
教頭 坂崎 慎太郎
電話：096-286-6116